

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
新丸の内ビルディング
株 式 会 社 K i p s
代 表 取 締 役 國 本 行 彦

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面によって議決権を行使することができますので、議決権行使書をご返送いただくよう強くご推奨申し上げます。

お手数ではありますが、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和3年6月30日(水曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 令和3年7月1日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 新丸の内ビルディング10F
EGG JAPAN 会議室
3. 目的事項
決議事項
議 案 特定の株主からの自己株式取得の件

以 上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご了承ください。(当社ウェブサイト <http://www.kips.co.jp/company/information>)
 - ・新型コロナウイルスの感染が広がっております。本総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 特定の株主からの自己株式取得の件

当社は、2021年1月29日付け適時開示「株式会社ストライクとの資本提携に向けた基本合意書締結に関するお知らせ」のとおり、株式会社ストライクとの間で資本提携に向けた交渉を行ってまいりましたが、合意に至らず、3月24日付け適時開示「株式会社ストライクとの資本提携に向けた基本合意書の解除に関するお知らせ」を開示いたしました。

同社との協力関係は以前と変わらないものの、資本提携に向けた動きが停止したことから、当社から、株式会社ストライクが保有する当社株式の譲渡の申し出を行い、了承が得られたため、会社法第156条第1項及び第160条第1項の規定に基づき、次のとおり相対取引による自己株式の取得を行うことといたしました。

(1)取得対象株式の種類	当社普通株式
(2)取得する株式の総数	120,000株(上限) (発行済株式総数に対する割合3.00%)
(3)株式の取得価額の総額	30,000,000円(上限)
(4)株式1株を取得するのと引き換えに交付する金額及びその算定方法	250円
(5)取得期間	2021年7月2日～2021年8月31日
(6)取得先	株式会社ストライク

1株あたりの取得価格、250円は、株式会社ストライクと資本提携に向けて基本契約書を締結した際の算定価格を基準に、当社と取得先で双方合意した価格であります。また、当社の2020年12月期の財務数値に基づき外部の公認会計士に株価算定を依頼した結果、当社の株価は250円～300円であるとの算定をしていただいております。

なお、本書面は会社法第160条第2項の通知を兼ねております。株式会社ストライク以外の株主の皆様におかれましては、会社法第160条第3項に基づき、本総会開催日の5日前までに、当社に対し、本自己株式取得の相手方である株式会社ストライクに加えて、自己を本自己株式取得の相手方(売主)として追加するよう請求することができます(以下、「売主追加請求」といいます)が、当社といたしましては、引き続き当社株式を保有していただきたくお願い申し上げます。

売主追加請求が行われた場合には、売主追加請求を行った株主の皆様を本自己株式取得の相手方として追加するよう本議案を修正いたします。かかる修正が行われた場合、株主の皆様が当社に提出した修正前の本議案に賛成する旨の議決権行使書は修正後の議案についても賛成するものとして取扱い、修正前の本議案に反対する旨の議決権行使書は修正後の議案についても反対するものとして取り扱うことといたします。

具体的な売主追加請求の方法として、株主の皆様におかれましては、「社債、株式等の振替に関する法律」第154条に基づき、お取引のある証券会社に個別株主通知の申出をしていただいたうえで、当社に対して個別株主通知申出書受付票及び記名押印がなされた売主追加請求を行う旨の書面を、6月26日(土)までに当社に到着するようご提出いただく(証券会社とのお取引のない株主の方は、当社に対して売主追加請求を行う旨の書面をご提出いただく)こととなります。

当該通知を受領した株主の皆様からの株式の譲渡しの申込みのあった株式の数が、当該通知に記載する取得総数を上回った場合には、それぞれの株主の皆様から譲り受ける株式の数は、会社法第159条第2項に従って按分されることとなります。

以上